

市立小・中学校の適正規模に係る方策検討に係る考慮すべき事項等について

適正規模・適正配置の方策検討に当たり考慮すべき事項等について次のとおり整理する。

1 適正規模・適正配置の方策の検討に当たり考慮すべき事項

※第5回委員会において審議済事項

・ 公共施設の維持管理や適正配置について

学校の施設整備を含めた適正規模・適正配置の方策の検討に当たっては、児童・生徒にとってより良い教育環境を整備していくことはもちろんのこと、長期的な視点に立ち、児童・生徒数の将来的な減少、施設の整備や維持管理に係る経費等を見据え、「厚木市公共施設最適化基本計画」で定める適正規模での学校の建て替えや施設の複合化、延べ床面積の抑制に取り組む必要がある。

・ 都市づくりについて

学校の適正規模・適正配置の方策の検討に当たっては、市の「厚木市都市マスタープラン」等で掲げる市全体や各地域におけるまちづくりの方針を踏まえ、各地域の特性や今後の方向性を考慮する必要がある。

・ 地域コミュニティとの関係について

学校の適正規模・適正配置の方策を考えるに当たっては、学校運営における地域コミュニティからの支援の実態や児童・生徒を地域全体で守り、育てるという観点を踏まえ、学校と地域コミュニティとの関係性を考慮し、「地域とともにある学校づくり」の視点をもって検討を進める必要がある。

また、地域コミュニティにおける拠点施設としての学校の役割として、災害時における避難拠点、児童・生徒の放課後の居場所などを考慮し、検討する必要がある。特に災害時の避難拠点としての学校施設は、地域で重要な役割を担っていると考えられることから、検討に当たっては十分に考慮する必要がある。

2 適正規模・適正配置の方策検討に係る前提条件の整理について

※第5回委員会において内容説明済事項

・ 学校の適正規模・適正配置の基準について

学校の適正規模・適正配置の方策に当たっては、これまで本委員会で審議してきた適正規模（望ましい学級規模の範囲）及び適正配置（通学時間の上限）を前提とし、検討を行う。

・ 通学区域制度について

本市では、これまで「通学区域制度は、義務教育における適正な規模の学校と教育内容を保障し、これにより教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的としている。また、学校は、地域コミュニティの場としての役割も高く、児童・生徒が自分たちの生活圏の中で成長していくことが重要であることから、住所により就学する学校を指定する通学区域

制度を基本とする。」という考え方にに基づき通学区域を定めており、現状においても、この考え方に妥当性があるものと考えられることから、この制度を維持するものとする。

・ 1 中学校・2 小学校の原則について

本市では、これまで教育上の活力や発展性を考慮し、「中学校の通学区域は、二つの小学校の通学区域で構成することを原則とする。ただし、学校規模等を勘案の上、通学区域を設定する。」としている。今後についても、教育上の活力や発展性を考慮し、この原則を維持しつつ、中学校において適正な学校規模を確保することを前提に、1 中学校・1 小学校の通学区域の構成等も認めるものとする。

3 適正規模・適正配置に関する基本方針の対象期間について

- ・適正規模・適正配置に関する基本方針は、学校規模の適正化の考え方や方向性を定めるものであり、その内容について対象期間を設定するものではないと考えられる。
- ・しかしながら、社会情勢や児童・生徒を取り巻く環境は、今後も日々変化していくものと考えられ、例えば、学習指導要領の改訂や学級編制基準などの大幅な変更、市の教育目標の見直しなどがあった場合、その都度、方針の見直しを実施し、本市の教育目標に適した教育環境を整備するため、学校規模の適正化の考え方や方向性を定めていく必要があると考えられる。
- ・なお、適正規模・適正配置の方策の実施基準については、児童・生徒数の将来的な推移等を踏まえながら検討を進める必要があると考えられるため、実施基準検討の際には、目途となる対象期間等を含めて検討するものとする。

【審議の論点（案）】

- 適正規模・適正配置の方策検討に係る前提条件の整理の内容が妥当か。
- 適正規模・適正配置に関する基本方針の対象期間についての考え方は妥当か。

※「1 適正規模・適正配置の方策の検討に当たり考慮すべき事項」については、第5回会議で審議したため、論点の対象から除外